

令和 5 年 4 月 3 日

保護者 様

大阪 市 教 育 委 員 会
大 阪 市 立 梅 南 中 学 校
校 長 吉 次 憲 保

新学期以降の学校園におけるマスク着用の考え方を見直し等について（お願い）

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策については、これまでも感染拡大防止に取り組んでおりますが、新学期以降の学校園におけるマスク着用の考え方を見直し等について、次のおり教育委員会より通知がありました。学校といたしましては、引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止と教育活動の継続の両立に取り組んでまいります。

つきましては、保護者の皆様におかれましても、よろしくご理解ご協力をお願い申し上げます。

(教育委員会からの通知より抜粋)

1 マスク着用の考え方の見直しについて

(1) 基本的な考え方

- ・ 令和5年4月1日以降、幼児児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とすること。
- ・ ただし、登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、幼児児童生徒及び教職員についても、着用が推奨されること。
- ・ 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない幼児児童生徒もいることなどから、学校園や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすること。幼児児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見がないよう適切に指導を行うこと。
- ・ 学校教育活動の中で「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、(別添)に示すような一定の感染症対策を講じることが望ましいこと。これは、部活動等において同様の活動を実施する場合も同様であること。幼稚園においても、「感染リスクが比較的高い学習活動」の内容は幼稚園教育に置き換えて、(別添)に示すような一定の感染症対策を講じることが望ましいこと。
- ・ 加えて、新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は幼児児童生徒に着用を促すことも考えられるが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにすること。
- ・ また、咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう幼児児童生徒に指導すること。

(2) 入学式等の実施に当たっての留意事項

- ・ 今後、各学校園において実施が予定されている入学式等の儀式的行事においても、(1)のとおり、マスクの着用を求めないことを基本とすること。
- ・ 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の幼児児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時には、体の中心から前方1 m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保すること。また、上記の間隔が確保できない場合は、マスクを着用するなど、感染症対策を行ったうえ、斉唱すること。
- ・ 保護者等については、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、感染対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限は必要ないこと。また、保護者等についてもマスクの着用を求める必要はない。参加人数の規模により、感染症対策が必要な場合は、マスクの着用を求めることも可能であるが、着脱を強いることのないようにすること。
- ・ また、儀式的行事や体育的行事、文化的行事等の学校行事については、感染対策上での実施内容の精選や時間の短縮を行う必要はないこと。